

－ 報告の成果と課題 －
「EU 法の基本権の適用範囲」

EU法の適用範囲および国内法の適用範囲はどこまでなのか、それぞれの適用範囲が衝突した場合にはどのように調整されるのか。

EU法上の基本権は、基本条約によりEUに付与された権限の範囲内においてのみ効力を生ずる。リスボン条約以前のEU法の一般原則の一部である基本権にもとづく審査権の範囲は、EUの権限内において採択されるEU諸機関の行為、および加盟国の行為のうち、第一に加盟国がEU立法を実施する場合、第二に司法裁判所がEU要件から適用除外を受ける国内措置の効力を審査する場合、第三にある特定のEU実体法規範が当該状況に適用可能である場合、である。リスボン条約によるEU基本条約の改正も、基本権に関するEUの権限を拡大するものではない。

とはいえ、最近の「まったく国内的な状況」に関するEU判例を概観すると、EU市民権規定の適用範囲が広がってきている結果、EU法の基本権の射程も広がり、裏腹にかつては「まったく国内的な状況」であるためにEU法の射程外とされていた国内法の射程が狭められてきている状況があると論じられている。他方で、EU法の射程の画定に関連するイタリア国内判例を概観すると、イタリア憲法裁判所は、EU法の射程を広く解釈したり、狭く解釈することもあることが指摘されている。また、EU法の射程内の問題に関するEU司法裁判所の判断が、国内法の射程内における問題に関する国内裁判所の判断に全く影響を及ぼさない訳ではなく、多大な影響を及ぼしうることが確認されている。

このようなEU法とイタリア法と、それぞれの適用範囲が衝突した場合にはどのように調整されるのか、すなわちEUと加盟国との権限配分を定める究極的な権限を有するのは誰かという「権限権限 (Kompetenz-Kompetenz)」の問題について、EU司法裁判所もイタリア憲法裁判所も「権限権限」が自らにあるとし、両者の判断が抵触する可能性がある。イタリア憲法裁判所は、EU法規定がイタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に抵触する場合には、EUが自らに基本条約により付与された権限の範囲を超えて行動したと判断し、EU法の優越性を否定するという姿勢を堅持している（「対抗限界」）が、実際に自らEU法の優越性を否定したことは今までない。他方でEU法は「国民の一体性」概念をEU法に内部化し、各加盟国の憲法的価値に一定の配慮を払うようになってきている。しかし最近のイタリア通常裁判所の判例には、「対抗限界」にもとづきEU法の優越性を否定するものが確認されている。